イ　上記⑰の②アに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。
（総合評価落札方式の場合）
１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。
（公募型指名競争入札等の場合）
１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

ウ　上記⑰の②アに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事において、次の入札参加制限を講ずる。

ａ　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ｂ　対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記⑰の②イと同様の措置を講ずる。

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuo Sasaki, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works for Teizanbori tidal gate, Natorigawa specific disaster recovery of project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 24 October, 2013

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 26 November, 2013, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 26 November, 2013, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 25 November, 2013

⑹　Contact point for tender documentation : Shun Niizeki Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月８日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成25年度三遠南信小嵐トンネル調査坑工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　長野県飯田市南信濃八重河内

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝1,810ｍ（トンネル延長　Ｌ＝1,544ｍ）　トンネル工　１式、道路改良　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,200㎥、鉄筋　約３ｔ、Ｈ形鋼支保　約140ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/

「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm 参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年度以降に元請けとして、次に掲げる要件を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成10年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。トンネル施工延長1,400ｍ以上のＮＡＴＭによる工事。

⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。